

主 文

被告人を懲役7年に処する。

未決勾留日数中40日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

- 第1 大阪府公安委員会から運転免許証の交付を受けていたものであるが、平成27年11月2日、大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目13番5号大阪府阿倍野警察署において、同運転免許証の有効期間の更新を受けようとするに当たり、真実は、過去5年以内に持病であるてんかんの発作により意識を失ったことがあるのにこれを秘し、免許の更新申請の際に交付を受けた質問票の項目1「過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。」の質問について、「いいえ」の欄に該当する旨印をつけて偽りの事実を記載した上、同質問票を同警察署警察官に提出し、もって免許証の更新の質問票に虚偽の記載をして提出した。
- 第2 平成30年2月1日午後3時39分頃、大阪市（住所省略）先道路から小型特殊自動車（ホイールローダー）の運転を開始するに当たり、てんかんの影響により、その走行中に発作で意識障害に陥るおそれのある状態で同車の運転を開始し、もって自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、よって、同日午後3時53分頃、（住所省略）先道路において、てんかんの発作により意識喪失の状態に陥り、その頃、（住所省略）先の交差点南西側歩道に向けて自車を暴走させ、同歩道上に立っていたA（当時11歳）、B（当時41歳）、C（当時45歳）、D（当時11歳）及びE（当時11歳）に自車を衝突させるなどし、よって、Aに脳挫傷等の傷害を、

Bに加療約212日間を要する右大腿打撲挫創等の傷害を、Cに加療約6か月間を要する骨盤骨折等の傷害を、Dに加療約261日間を要する骨盤骨折等の傷害を、Eに加療約6か月間を要する骨盤骨折等の傷害をそれぞれ負わせ、即時同所において、Aを前記傷害により死亡させた。

(争点に対する判断)

- 1 判示第2の事実について、弁護人は、本件当時、被告人はパニックに陥り、運転操作を誤って事故を起こしたのであり、てんかんの発作によって意識喪失の状態に陥っていたのではなく、過失運転致死傷罪が成立するにとどまると主張する。当裁判所は、本件当時、被告人がてんかんの発作によって意識喪失の状態に陥っていたことが合理的な疑いを容れる余地なく認められると判断したので、以下その理由を説明する。
- 2 まず、関係証拠によれば、被告人が運転していたホイールローダー（以下「本件車両」という。）は、本件事故のあった交差点において、先頭を西方向に向けて停止していたが、午後3時53分34秒頃、前進し始めたこと、この時、本件車両の対面信号機は赤色を表示していたこと、その頃、被害者らは、本件交差点の南西側歩道の角に立っていたこと、上記のとおり前進を開始した本件車両は、南西方向、つまり、上記歩道の方角に進み、上記歩道に立っていた被害者らと衝突し（同42秒頃）、被害者らを踏み越え（同43秒頃）、その後、一度ブレーキランプが点灯し（同44秒頃）、一旦停止したものの（同46秒頃）、再発進し（同47秒頃）、その後再び停止したこと（同49秒頃）、本件車両が発進してから被害者と衝突するまでに約7.6秒を要していること、被害者と衝突する直前の本件車両の速度は時速約12.9キロメートルであったことがそれぞれ認められる。

また、本件車両を使用して行われた走行実験の結果（甲48、49）によれば、本件車両を停止状態からアクセルを踏み込んで加速させた場合、時速12.9キロメートルに達するまでに5.16秒から6.21秒を要したこと、本件車両の

最高速度に近い時速約13.4キロメートルから時速約13.8キロメートルの状態から、アクセルもブレーキも踏まないで進行させると、エンジンプレーキによって減速され、4.12秒から4.29秒で停止したことが認められる。本件車両の速度鑑定を行ったF証人は、停止していた本件車両が時速12.9キロメートルに達するためには、少なくとも5.16秒間アクセルを踏み続けなければならない、更にそこから最初のブレーキランプ点灯までの時間も加算すると、強弱は不明であるものの、アクセルペダルが約10.8秒間踏まれていたことになると証言しており、この数値の算出過程は合理的なものであると認められる。

以上の事実からすれば、本件車両は、対面信号機が赤色を表示しているにもかかわらず、また、被害者らが立っている歩道の方角に進んでいるにもかかわらず、加速しながら同歩道に進入し、被害者らと衝突し、被害者らを踏み越えた後、ようやく制動が開始されたのであり、前進開始から制動開始までの約10秒間にわたって、アクセルペダルが踏まれ続けていたことになる。また、本件車両が明らかに危険な進行をしているにもかかわらず、被告人は、単にアクセルから足を離すとか、ハンドルを反対方向に切るなど、容易に採ることができる回避措置を全く講じることなく、本件事故に至っている。意識がある状態でこれほど長い時間、危険な走行を続けることは、あえて危険を実現しようという故意を有していた場合（なお、被告人にそのような故意はなかったと認められる。）以外には考え難いから、このような本件車両の走行状況は、被告人に意識がなかったことを強く推認させる。

そして、被告人は本件以前からてんかんの発作により度々意識喪失の状態に陥っていたこと、精神神経科医であるG証人によれば、被告人のてんかんは運動に関わる領域をつかさどる前頭葉に焦点があり、そのてんかんの症状の一つとして無意識の行動が挙げられるところ、アクセルペダルを踏む足の力が、発作時に緩むこともあれば、逆に、力が入って踏み込むこともあり得ること、本件当時、被告人には意識喪失の原因となりうる他の疾患はうかがわれないことも考え合わせ

ると、被告人が本件事故時にてんかんの発作によって意識を喪失した状態であったことが更に強く推認されるといえる。

なお、本件事故現場付近において事故を目撃したH及びIは、当時の被告人の様子について証言しており、それぞれの証言内容を独立してみると、被告人が当時てんかんの発作によって意識を喪失していたことを推認させるものであるようにも見える。しかし、両名の証言の内容には食い違いも見られ、そのいずれか一方が信用できるとも決し難いことから、その証言を被告人が当時てんかんの発作によって意識を喪失した状態にあったと認める積極的な根拠とすることはできない。ただ、両名の証言は被告人が当時パニックに陥って運転操作を誤ったことをうかがわせるような内容ではなく、てんかんの発作によって意識を喪失した状態であったと認定するに妨げとなるものでもない。

被告人は、アクセルペダルに右足のつま先部分を、ブレーキペダルに右足のかかと部分を乗せて両ペダルを同時に踏んでいたところ、ブレーキペダルを踏んでいた足が滑って外れてしまったことでパニックになり、ブレーキペダルを踏み直すことも、アクセルペダルから足を離すことも、方向を変えることもできなかつたと供述する。しかし、本件車両の発進直後の速度及び被害者らとの衝突までにかかった時間からすれば、回避行動を何も採れないほどのパニック状態になっていたとは考えられない。被告人の供述はこの点で不自然、不合理であって到底信用できない。

弁護人は、被告人の普段のてんかん発作の時間を問題とするが、てんかんの発作の持続時間は一定ではなく、被告人のこれまでの発作も10秒前後でおさまることもあったのであるから（診療録）、本件事故時に被告人にてんかんの発作が生じていたとしても、被告人のてんかんの症状として矛盾するとはいえない。その他の弁護人の主張を検討しても、上記の意識喪失の原因がてんかんの発作であることに合理的な疑いは生じない。

3 したがって、本件事故時に被告人がてんかんの発作によって意識喪失の状態に

陥っていたことが合理的な疑いを容れる余地なく認められる。弁護人の主張は採用できない。

(法令の適用)

罰 条

判示第1の所為 道路交通法117条の4第2号, 101条1項

判示第2の各所為のうち

危険運転致死の点 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律3条2項, 1項(人を死亡させた場合), 同法施行令3条2号

各危険運転致傷の点 被害者ごとにいずれも自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律3条2項, 1項(人を負傷させた場合), 同法施行令3条2号

科刑上一罪の処理

判示第2の所為 刑法54条1項前段, 10条(1罪として最も重い危険運転致死罪の刑で処断)

刑種の選択

判示第1の罪 懲役刑を選択

併合罪の処理

刑法45条前段, 47条本文, 10条(重い判示第2の罪の刑に刑法47条ただし書の制限内で法定の加重)

未決勾留日数算入

刑法21条

訴訟費用

刑事訴訟法181条1項ただし書(不負担)

(量刑の理由)

本件は、持病のてんかんにより意識喪失を伴う発作を起こすおそれのあった被告人が、道路舗装の工事現場において特殊小型自動車を運転している際に意識喪失に陥り、現場近くの聴覚支援学校前の歩道上を暴走し、児童ら3名及び教師2名をは

ね、うち児童1名を死亡させ、他4名に傷害を負わせた危険運転致死傷及び道路交通法違反の事案である。

被告人は本件当時、予兆なく意識喪失を伴うてんかんの発作を起こすことが度々あったところ、本件運転を開始した工事現場の近くには学校があり、被告人が意識を喪失して車両が暴走すれば、同校の児童を始めとする歩行者や工事現場の作業員など多数の人が事故に巻き込まれるおそれが高い状況にあったのであるから、被告人の運転によって人の死傷結果を生じる危険性は高かった。現に、短時間のうちに5名もの歩行者に次々と衝突するなどし、11歳の幼い命が絶たれ、他の4名の被害者も重傷を負ったのであり、生じた結果は誠に重大である。被告人は、医師や家族らから運転しないよう再三注意されていたにもかかわらず、てんかんの発作で意識を喪失した事実を申告せずに運転免許を更新し、本件の2か月余り前には物損事故も起こしていたのになお運転を行ったのであり、運転中に意識喪失を伴うてんかんの発作が起こることの危険性を軽視していたといえるのであって、厳しい非難が値する。被告人は、本件当時、現場作業員の中でホイールローダーに乗れる者が被告人の他におらず、現場責任者に乗るよう言われたと供述するが、特に強く言われたわけではなく、結局は自分の意思で運転しているのであるから、非難の程度を下げる事情として大きく考慮することはできない。

以上の犯情からすれば、被告人の刑事責任はこの類型の危険運転致死の事案（死亡者の他に負傷者を生じさせた事案を含む。）の中では重い部類に属する。

そして、死亡した被害者の遺族を始めとする被害者側の厳しい処罰感情を踏まえ、被告人に前科がないことなども考慮し（なお、被告人は反省の言葉を述べているが、事故原因に関する供述内容からすれば、真摯な反省が示されているとは評価できない。）、被告人に対しては主文の量刑が相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

（求刑 懲役10年）

平成31年3月6日

大阪地方裁判所第9刑事部

裁判長裁判官 渡部 市郎

裁判官 辻井 由雅

裁判官 渡邊 真実